

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	鳴沢村

鳴沢村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 振興課
所 在 地 山梨県南都留郡鳴沢村 1575
電 話 番 号 0555-85-3083
F A X 番 号 0555-85-3018
メールアドレス shinkou@vill.narusawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、サル、カラス、アナグマ、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山梨県鳴沢村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	—	被害面積 0 a 被害金額 0 千円
イノシシ	とうもろこし、じゃがいも等	被害面積 19 a 被害金額 540 千円
ニホンジカ	とうもろこし、キャベツ等野菜類	被害面積 3 a 被害金額 78 千円
	シラベ・ヒノキ等山林被害	被害面積 10 ha 被害金額 1,100 千円
サル	—	被害面積 0 a 被害金額 0 千円
カラス	とうもろこし	被害面積 3 a 被害金額 84 千円
アナグマ	とうもろこし等野菜類	被害面積 0 a 被害金額 0 千円
アライグマ	とうもろこし	被害面積 1 a 被害金額 28 千円
	生活環境被害（目撃・侵入情報）	目撃情報等から速やかに捕獲する。
ハクビシン	とうもろこし等野菜類	被害面積 1 a 被害金額 26 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○農業被害

イノシシ・ニホンジカ・サル・アナグマ・アライグマ・ハクビシン：被害の大部分が山林付近の農地で発生している。

ニホンジカ：鳴沢村の約８７％は森林で占められているが、その大部分は樹皮はく離など森林被害が発生している。

カラス：ここ数年、村内にある農地にて被害が拡大している。

○生活被害

ツキノワグマ：山林近くの住宅地（別荘地含む）に出没している。被害情報は受けていないが、平成２６年度に結成した、鳥獣被害対策実施隊により見回りや罠の設置等対応している。

イノシシ・ニホンジカ：山林近くの農地沿いにある住宅付近に出没している。近年では、一般家庭の庭先や敷地内に侵入し、掘り起こし等被害が発生している。鳥獣被害対策実施隊により対応している。

サル：令和５年度にはぐれ猿となっていた１頭が捕獲された。その後の目撃情報や被害の報告は見受けられない。

アナグマ：庭に設置してある生ごみ処理容器周辺に穴を掘り、残飯を荒らされる被害があったが、近年被害は見受けられない。

アライグマ：富士山側の別荘地内で目撃情報が寄せられており、敷地内及び家屋内に侵入し生活環境への被害が発生している。

ハクビシン：富士山側の別荘地内で目撃情報が寄せられており、敷地内及び家屋内に侵入し生活環境への被害が発生している。

○人身被害

ツキノワグマ・イノシシ・シカ：人身被害は確認されていないが、ニホンジカは、国道沿いに獣道があり、シカが国道を渡る際に自動車と衝突するケースがある。ツキノワグマは目撃情報が増加傾向にあるため、今後の対策が重要になる。

アナグマ、アライグマ、ハクビシン：人身被害は確認されていない。

(注) １ 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

２ 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(３) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和１０年度）
ツキノワグマ	０千円、０ a	０千円、０ a
イノシシ	５４０千円、１ ９	２８０千円、５ a
ニホンジカ	７８千円、３ a	４５千円、１ a
	１, １００千円、１ ０ h a	１, ０００千円、８ h a
サル	０千円、０ a	０千円、０ a
カラス	８４千円、３ a	６０千円、１ a
アナグマ	０千円、０ a	０千円、０ a

アライグマ	28千円、1a	22千円、1a
	目撃情報（年間十数件）	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える
ハクビシン	26千円、1a	20千円、1a

（注） 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ツキノワグマについては、猟友会と打合せを行い、罠の設置や見回りの強化を行っている。 ・従来から猟友会に委託してイノシシ、サル、ニホンジカの捕獲柵、捕獲檻の管理、捕獲鳥獣の処理を通年実施している。 ・アライグマについても被害発生時、有害捕獲や山梨県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲を実施している。	・特別交付税等による財政措置があるが、財政負担は大きい。 ・捕獲従事者の高齢化により担い手の不足が問題となっている。 ・捕獲従事体制の構築や財政支援が必要となる。 ・新たな捕獲技術の導入を検討する。
防護柵の設置等に関する取組	・村内農地を囲む形で設置してある防護柵（南北約16km）の維持管理を実施している。 ・個人の畑地を対象とした防護柵等の購入助成を実施。	・防護柵の管理体制や緩衝帯を整備する必要がある。 ・南側防護柵の開口部（村道等の交差点・15箇所）からイノシシ ・ニホンジカ等の侵入防止対策を検討する必要がある。
生息環境管理その他の取組	・獣害対策グレーチングを1箇所設置。	・獣害対策グレーチングの有効性を検証していく必要がある。 ・残飯や収穫残渣により、集落がエサ場となり鳥獣を里に呼び寄せてしまっているため、地域住民の意識向上が必要である。

（注） 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果

樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 柵の管理、緩衝地帯の拡充を定期的に行う。
- ・ 各農家に防護柵等の設置に対して村単独で助成を実施することで、農産物等への被害軽減を図る。
- ・ 地域住民が主体となる取組を推進していく。
- ・ 鳥獣被害対策実施隊と連携し対応していく。
- ・ 第3期山梨県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊：対象鳥獣捕獲、檻・柵の管理、捕獲鳥獣の処理。
地域住民：第3期山梨県アライグマ防除実施計画による捕獲。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・ ツキノワグマについては、猟友会や警察等と連携を図り、緊急銃猟や警職法等の法令を状況に応じて使い分け、捕獲に取り組む。

令和9年度	サル カラス アナグマ アライグマ	・捕獲従事者の育成、確保に努める。 ・イノシシ、ニホンジカ、サルについては、山梨県特定鳥獣適正化管理事業費補助金を活用して捕獲に取り組む。
令和10年度	ハクビシン	・小中型獣捕獲用わなの導入により効率的に捕獲を進めていく。 ・アライグマは、地域住民や別荘管理会社等と連携しながら捕獲に取り組む。 ・新たな捕獲技術の導入を検討する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ツキノワグマについては、近年目撃情報が増加しており、山林付近の住宅（別荘地含む）への出没も確認された。被害報告は受けていないが被害が発生する可能性が高いことから、有害駆除捕獲1頭を設定した。 イノシシについては、山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づき、特に耕作地周辺の生息数を極小化するため、過去3年間の捕獲実績の平均（令和4年～令和6年：22頭）と被害状況等の関係等を勘案して、管理捕獲25頭、有害駆除捕獲10頭を設定した。 サルについては、過去に大型囲いわなを使用し3年間で26頭の捕獲をしたが、近年は目撃情報が見受けられない。しかし足和田山には生息が確認されていることから、管理捕獲5頭、有害駆除捕獲0頭を設定した。 ニホンジカについては、第3期山梨県第二種特定鳥×獣（ニホンジカ）管理計画において、富士北麓・南都留地域ではシカ密度の上昇が抑制されている結果が出ている。近年、有害鳥獣捕獲を積極的に行っているが、食害等の被害が起きていることから、過去3年間の捕獲実績を勘案して、管理捕獲200頭、有害駆除捕獲20頭を設定した。なお、効果的な個体数調整のため、メスジカを主とした捕獲を行う。 カラス、アナグマについては、近年捕獲実績が少ないが、生息状況及び被害状況からカラスは、有害駆除捕獲20羽、アナグマは、有害駆除捕獲5頭を設定した。 アライグマについては、近年目撃情報や生活環境被害が報告されており、別荘地内を中心に生息しているが、集落周辺の農地に被害が発生している。特定外来生物に指定されており可能な限り捕獲を行う。 ハクビシンについては、近年目撃情報や生活環境被害が報告されており、生息状況及び被害状況から、有害駆除捕獲5頭を設定した。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
ツキノワグマ	各年度：有害駆除捕獲１頭 （捕獲計画数は、有害駆除による捕獲を勘案し設定）		
イノシシ	各年度：管理捕獲２５頭、有害駆除捕獲１０頭 （捕獲計画数は、県の管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定）		
ニホンジカ	各年度：管理捕獲２００頭、有害駆除捕獲２０頭 （捕獲計画数は、県の管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定）		
サル	各年度：管理捕獲５頭、有害駆除捕獲０頭 （捕獲計画数は、県の管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定）		
カラス	各年度：有害駆除捕獲２０羽 （捕獲計画数は、有害駆除による捕獲を勘案し設定）		
アナグマ	各年度：有害駆除捕獲５頭 （捕獲計画数は、有害駆除による捕獲を勘案し設定）		
アライグマ	各年度：特定外来生物に指定されていることから、可能な限り有害駆除により捕獲		
ハクビシン	各年度：有害駆除捕獲５頭 （捕獲計画数は、有害駆除による捕獲を勘案し設定）		

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
平成２６年度に鳴沢村鳥獣被害対策実施隊を設置し、獣害対策を行っている。 ツキノワグマについては、被害や目撃情報発生箇所周辺で、複数のわなを設置（必要に応じて銃器を使用）し、効率的に捕獲していく。 イノシシ、ニホンジカ、サル、カラスについては、個体数調整捕獲を通年実施する。効果的な捕獲を行うため、銃器のほかに特定猟具使用禁止区域等において檻、柵を併用する。捕獲わなを整備し、効率的な捕獲に努める。 イノシシは、農地やゴルフ場等周辺の山林内を中心に、ニホンジカは、全村の山林において捕獲する（必要に応じ、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域内においても銃を使用する場合があるが、捕獲の際には周辺の安全対策を徹底する）。 サルについては、個体数調整捕獲を農地周辺の山林に捕獲わなを設置し捕獲する。 カラスについては、農作物蒔種期、収穫期に農耕地周辺において捕獲檻

(場合により銃器)により捕獲する。
アナグマ、アライグマ、ハクビシンについては、被害や目撃情報発生箇所
周辺で、複数のわなを設置し、効率的に捕獲していく。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について
記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す
る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
予定なし。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフ
ル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防
止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、
対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要
がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
鳴沢村	ツキノワグマ・アナグマ・ハクビシン

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委
譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種
類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別
措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第
4条第3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する
場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	予定なし。		
ニホンジカ			
サル			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添
付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ	侵入防止柵の適正な維持管理を行う。		
ニホンジカ			
サル			

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和８年度	イノシシ ニホンジカ サル	新たな被害防除技術の導入や被害防除方法の検討を行う。 村の北部を中心に緩衝帯整備を行う。また、家庭からの食品ごみや農作物の収穫残渣、村の北部で生育する桑の木や柿等の放任果樹が、野生動物のエサとなっており集落に誘引する一因となっている。そのため、村広報を通じ地域住民に周知徹底を図り、地域を含めた体制で食品ごみや収穫残渣処理、放任果樹の伐採など適正管理を図る。
令和９年度		
令和１０年度		

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(１) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳴沢村	・計画全体の総括 ・被害状況等の取りまとめ ・事務局
鳴沢村鳥獣被害対策実施隊 鳥獣保護員	・有害鳥獣捕獲作業 ・有害鳥獣の生息 ・活動状況等の情報収集
鳴沢村農業委員会	・農業者からの意見集約
笛吹農業協同組合 鳴沢経済支所	・農業者からの意見集約
富士・東部農務事務所	・農業分野に関する技術的助言
富士・東部林務環境事務所	・林業分野に関する技術的助言
鳥獣害防止技術指導員	・被害防止のための助言

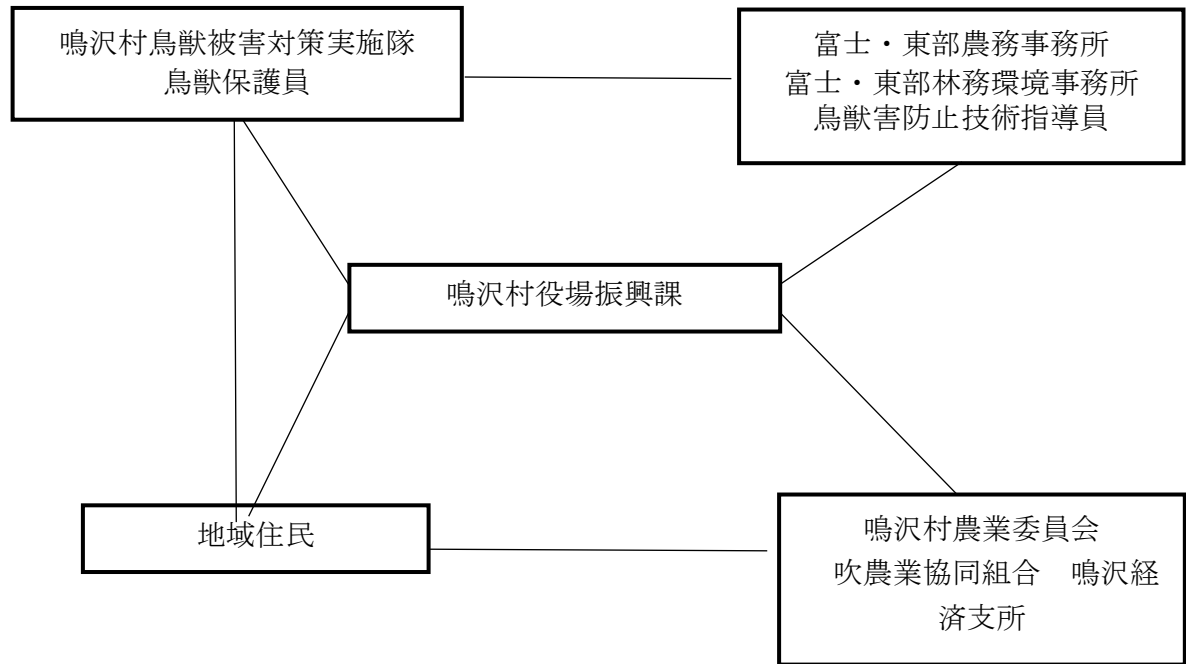
(注) １ 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

２ 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ

き役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後速やかに埋却する。
鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用（アライグマ）。
関係機関と協力し、他の用途への利用を検討していく。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉利用等について検討する。
ペットフード	
皮革	
その他	

（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等）	
------------------------------	--

（注） 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

特になし。

（注） 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし。

（注） 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
鳴沢村	・ 計画全体の総括 ・ 被害状況等の取りまとめ ・ 事務局
鳴沢村鳥獣被害対策実施隊 鳥獣保護員	・ 有害鳥獣捕獲作業 ・ 有害鳥獣の生息 ・ 活動状況等の情報収集
鳴沢村農業委員会	・ 農業者からの意見集約
笛吹農業協同組合 鳴沢経済支所	・ 農業者からの意見集約
富士・東部農務事務所	・ 農業分野に関する技術的助言
富士・東部林務環境事務所	・ 林業分野に関する技術的助言
鳥獣害防止技術指導員	・ 被害防止のための助言

（注） １ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

２ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県富士山科学研究所	・ 対象鳥獣の生態や防除技術の情報提供 ・ オブザーバー

山梨県総合農業技術センタ ー	・オブザーバー
-------------------	---------

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・平成26年9月設置
- ・隊員数18人(令和8年1月1日現在)
- ・対象鳥獣捕獲員による捕獲、駆除、追い払いの実施

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

その他の被害防止施策については、関係機関等と協議、検討を行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他、必要に応じて被害防止対策の実施に関する事項は、協議会において随時検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。